

## 審 査 基 準

令和元年12月26日作成

法 令 名：金属くず商及び金属くず行商に関する条例
根 拠 条 項：第9条第5項において準用する第6条第3項
処 分 の 概 要：金属くず商従業者の証の再交付
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法 令 の 定 め： 金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則第9条第5項 (金属くず商従業者の証の再交付)
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：28日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第二課 又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先：長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 (電話：026-233-0110)
備 考：